

安城市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月10日

安城市長 三星元人

安城市規則第37号

安城市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成28年安城市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

職員番号				

任命権者 殿		所属 氏名		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等 休業の内容	大学等 における 修学	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程（修業年限）		（ ）
		修学の期間		年 月 日から 年 月 日まで
	国際 貢献 活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動 期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				

記入上の注意

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
 - (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。